

1	名 称 (予 算 事 業 名)		ブロック塀等除却工事事業助成金										
			予 算 事 業 名		ブロック塀等除却工事事業助成費								
			予算事業コード		00692								
2	交 付 開 始 年 度		平成	18	年度	創 設 か ら 20 年度目			3	終 期	令和	9	年度
4	分 類		事業費補助						5	所 属		建築指導課	
6	根 拠 法 令		鈴鹿市補助金等交付規則、鈴鹿市補助金等交付要綱										
7	事 業 の 目 的 ・ 概 要		大地震の発生時に想定されるブロック塀の倒壊による事故を未然に防止することで通行人の安全及び緊急避難路を確保し、安全で災害に強いまちづくりの推進を図るため、公道に面しているブロック塀の所有者等に対し、除却費用の一部を助成する。										
8	補 助 対 象 者		公道に面するブロック塀等を除去する土地の所有者又は建物の所有者										
	交 付 先 (補 助 対 象 者 と 異 な る 場 合)												
9	補 助 金 額 等	(単位:千円)	補助対象事業費 (A)	財 源 内 訳				補助率 (B/A)	補助対象事業費の繰越額 (C)	補助金に対する繰越金の割合 (C/B)			
				市 補 助 金 (B)	国 補 助 金	県 補 助 金	そ の 他						
		R4年度決算額	4,102	2,051	0	0	2,051	50.0%	0	0.0%			
		R5年度決算額	3,806	1,903	0	0	1,903	50.0%	0	0.0%			
		R6年度当初予算額	4,290	2,145	0	0	2,145	50.0%					
		R7年度予算要求額	3,900	1,950	0	0	1,950	50.0%					
10	補助対象事業費の内訳 (具体的に記載)		ブロック塀等の除却工事に係る費用										
	補助金等の算出根拠 (具体的に記載)		補助対象事業費の1／2を補助(100千円上限)										
	増 減 理 由		令和4年度、令和5年度の平均値で算出したことによる減額。										

(2) 補助金等判断基準

11	総 合 評 価 点	20	12	適 否 の 評 価	継続
13	補助金等の判断基準	評 価 点	評 価 の 理 由		
	必 要 性	5	市内には、老朽化し、地震等により倒壊のおそれがあるブロック塀等が多くある。本事業により所有者によるブロック塀の積極的な除却を促すことで、ブロック塀の倒壊事故を未然に防止し、災害時等の緊急避難経路の確保に貢献している。		
		(減点)			
		0			
	公 平 性	5	ブロック塀の倒壊事故を未然に防止することは、通行人の安全の確保とともに、緊急避難路の確保になり、周辺住民においても受益のある事業である。		
効 果 性	5	【評価の理由】			
		老朽化したブロック塀の除却が進むことで、有用な緊急避難経路の確保が期待できる。			
		【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況 (具体的に記載)】			
		この事業による除却総延長は7.5kmに達し、有用な緊急避難経路の確保に大きな成果をあげている。			
透 明 性	5	鈴鹿市ブロック塀等除却工事事業助成金交付要領により、適切な処理を実施している。			
	(減点)				
	0				

(3) 終期延長の理由 (終期を延長した初年度のみ記入)

前回終期 令和 6 年度

大阪府北部地震以降、利用意向が高い状況が続いており、助成を継続することにより、倒壊のおそれのあるブロック塀等の除却を促進し、倒壊による事故の防止、避難経路確保に貢献することが期待できるため。

(様式1) 補助金等シート
(1) 補助内容

建築指導課-2
R 7 年度予算用

1	名 称 (予 算 事 業 名)		木造住宅耐震補強計画事業補助金											
			予 算 事 業 名		木造住宅耐震補強設計費補助									
			予算事業コード		02369									
2	交 付 開 始 年 度		平成	16	年度	創 設 か ら 22 年度目			3	終 期	令和	8	年度	
4	分 類		事業費補助						5	所 属		建築指導課		
6	根 拠 法 令		鈴鹿市補助金等交付規則、鈴鹿市補助金等交付要綱											
7	事 業 の 目 的 ・ 概 要		大規模地震から市民の生命・財産を守るため、鈴鹿市耐震改修促進計画に基づき、昭和56年5月31日以前に建築された旧耐震基準の木造住宅の耐震補強設計を補助する。											
8	補 助 対 象 者		昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅のうち、耐震診断により倒壊する可能性が高いと診断された住宅の所有者又は居住者											
	交 付 先 (補 助 対 象 者 と 異 な る 場 合)													
9	補 助 金 額 等	(単位:千円)	補助対象事業費 (A)	財 源 内 訳				補助率 (B/A)	補助対象事業費の繰越額 (C)	補助金に対する繰越金の割合 (C/B)				
			市 補 助 金 (B)	国 補 助 金	県 補 助 金	そ の 他								
			R4年度決算額	1,890	630	0	630	630	33.3%	0	0.0%			
			R5年度決算額	2,700	900	0	900	900	33.3%	0	0.0%			
			R6年度当初予算額	2,700	900	0	900	900	33.3%					
R7年度予算要求額	3,400	1,700	0	1,700	0	50.0%								
10	補助対象事業費の内訳 (具体的に記載)		木造住宅の耐震補強計画に係る費用											
	補助金等の算出根拠 (具体的に記載)		補助対象事業費に対し、県1／2、市1／2を補助(各々170千円上限)											
	増 減 理 由													

(2) 補助金等判断基準

11	総 合 評 価 点	20	12	適 否 の 評 価	継続
13	補助金等の判断基準	評 価 点	評 価 の 理 由		
	必 要 性	5	南海トラフ地震等の被害を軽減するためには、住宅の耐震化が不可欠であるが、耐震補強工事を行う前に必要となる耐震補強計画に対して補助することにより、耐震化を促進していくことが必要である。		
		(減点) 0			
	公 平 性	5	耐震診断により倒壊する可能性が高いと診断された住宅が補助対象であり、耐震化を促進していくことで、まち全体の耐震化が促進され、災害時における市民の生命の安全と安心が確保されるため公平性がある。		
	効 果 性	5	【評価の理由】 補助することにより、耐震補強工事へと進むことで、災害時における市民の生命の安全と安心が確保されるほか、まち全体の耐震化が促進され、災害時における応急復旧・復興に要する費用の軽減や迅速な災害対応が可能となる。 【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況 (具体的に記載)】 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく国の基本方針に基づき、三重県建築物耐震改修促進計画の内容を踏まえた鈴鹿市耐震改修促進計画を策定し、耐震化の目標や目標達成のために必要な施策を定めており、目標達成状況等を検証しながら耐震化を促進していく。		
透 明 性	5	補助金交付要領に基づき必要書類等を確認しており、事業に必要な経費として、鈴鹿市補助金等交付規則に沿った適切な会計処理を行っている。			
(減点) 0					

(3) 終期延長の理由 (終期を延長した初年度のみ記入)

前回終期 令和 年度

--

(様式1) 補助金等シート
(1) 補助内容

建築指導課-3
R 7 年度予算用

1	名 称 (予 算 事 業 名)		木造住宅耐震補強工事等事業補助金											
			予 算 事 業 名		木造住宅耐震補強工事費補助									
			予算事業コード		02370									
2	交 付 開 始 年 度		平成	16	年度	創 設 か ら 22 年度目			3	終 期	令和	8	年度	
4	分 類		事業費補助						5	所 属		建築指導課		
6	根 拠 法 令		鈴鹿市補助金等交付規則、鈴鹿市補助金等交付要綱											
7	事 業 の 目 的 ・ 概 要		大規模地震から市民の生命・財産を守るため、鈴鹿市耐震改修促進計画に基づき、昭和56年5月31日以前に建築された旧耐震基準の木造住宅の耐震補強工事等を補助する。											
8	補 助 対 象 者		昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅のうち、耐震診断により倒壊する可能性が高いと診断された住宅の所有者又は居住者											
	交 付 先 (補 助 対 象 者 と 異 な る 場 合)													
9	補 助 金 額 等	(単位:千円)	補助対象事業費 (A)	財 源 内 訳				補助率 (B/A)	補助対象事業費の繰越額 (C)	補助金に対する繰越金の割合 (C/B)				
			市 補 助 金 (B)	国 補 助 金	県 補 助 金	そ の 他								
			R4年度決算額	36,068	9,010	11,063	3,727	12,268	25.0%	0	0.0%			
			R5年度決算額	43,481	10,808	14,036	6,943	11,694	24.9%	0	0.0%			
			R6年度当初予算額	54,500	11,500	17,000	7,500	18,500	21.1%					
R7年度予算要求額	51,750	12,500	15,750	9,500	14,000	24.2%								
10	補助対象事業費の内訳 (具体的に記載)		木造住宅の耐震補強工事若しくは除却工事に係る費用											
	補助金等の算出根拠 (具体的に記載)		耐震補強工事 : 補助対象事業費に対し、国40%(575千円上限)、県市(各々500千円上限)を補助 耐震補強工事と同時に行うリフォーム工事 : 補助対象事業費に対し、県1/3を補助(200千円上限) 除却工事(空家) : 補助対象事業費に対し、国2/6(100千円上限)、県市1/6(各々50千円) 除却工事(空家以外) : 補助対象事業費に対し、国1/3(100千円上限)、市1/3(100千円上限)											
	増 減 理 由													

(2) 補助金等判断基準

11	総 合 評 価 点	20	12	適 否 の 評 価	継続
13	補助金等の判断基準	評 価 点	評 価 の 理 由		
	必 要 性	5	南海トラフ地震等の被害を軽減するためには、住宅の耐震化が不可欠であるが、費用負担が大きい耐震補強工事に対して補助することにより、耐震化を促進していくことが必要である。		
		(減点) 0			
	公 平 性	5	耐震診断により倒壊する可能性が高いと診断された住宅が補助対象であり、耐震化を促進していくことで、まち全体の耐震化が促進され、災害時における市民の生命の安全と安心が確保されるため公平性がある。		
	効 果 性	5	【評価の理由】 補助することにより、耐震補強工事へと進むことで、災害時における市民の生命の安全と安心が確保されるほか、まち全体の耐震化が促進され、災害時における応急復旧・復興に要する費用の軽減や迅速な災害対応が可能となる。 【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況 (具体的に記載)】 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく国の基本方針に基づき、三重県建築物耐震改修促進計画の内容を踏まえた鈴鹿市耐震改修促進計画を策定し、耐震化の目標や目標達成のために必要な施策を定めており、目標達成状況等を検証しながら耐震化を促進していく。		
透 明 性	5	補助金交付要領に基づき必要書類等を確認しており、事業に必要な経費として、鈴鹿市補助金等交付規則に沿った適切な会計処理を行っている。			
(減点) 0					

(3) 終期延長の理由 (終期を延長した初年度のみ記入) 前回終期 令和 年度

--

1	名 称 (予 算 事 業 名)		民間建築物耐震診断事業補助金										
			予 算 事 業 名	民間建築物耐震診断費補助									
			予算事業コード	00804									
2	交 付 開 始 年 度		平成	16	年度	創 設 か ら 22 年度目			3	終 期	令和	8	年度
4	分 類		事業費補助						5	所 属		建築指導課	
6	根 拠 法 令		鈴鹿市補助金等交付規則、鈴鹿市補助金等交付要綱										
7	事 業 の 目 的 ・ 概 要		昭和56年5月31日以前に着工された旧耐震基準の民間建築物のうち、居住の用に供する建築物又は耐震化を図ることによって公共の防災に資する建築物の耐震化を促進することで、災害時における市民の生命の安全と安心を確保する。										
8	補 助 対 象 者		昭和56年5月31日以前に着工された民間建築物の所有者又は管理者										
	交 付 先 (補 助 対 象 者 と 異 な る 場 合)												
9	補 助 金 額 等	(単位:千円)	補助対象事業費 (A)	財 源 内 訳				補助率 (B/A)	補助対象事業費の繰越額 (C)	補助金に対する繰越金の割合 (C/B)			
				市 補 助 金 (B)	国 補 助 金	県 補 助 金	そ の 他						
		R4年度 決算額	0	0	0	0	0	—	0	—			
		R5年度 決算額	0	0	0	0	0	—	0	—			
		R6年度 当初予算額	0	0	0	0	0	—					
		R7年度予算 要求額	0	0	0	0	0	—					
10	補助対象事業費の内訳 (具体的に記載)		民間建築物の耐震診断に係る費用										
	補助金等の算出根拠 (具体的に記載)		補助対象事業費に対し、国1／3、市1／3を補助(各々200千円上限)										
	増 減 理 由												

(2) 補助金等判断基準

11	総 合 評 価 点	20	12	適 否 の 評 価	継続
----	-----------	----	----	-----------	----

13	補助金等の判断基準	評 価 点	評 価 の 理 由		
	必 要 性	5	南海トラフ地震等の被害を軽減するためには、多くの人が利用する民間の幼稚園や病院等、耐震化を図ることによって公共の防災に資する建築物について、早期に耐震化を行う必要があるが、その規模によっては多くの費用がかかる場合もあるため、耐震診断に対して補助することにより、耐震化を促進していくことが必要である。		
		(減点)			
		0			
	公 平 性	5	多くの人が利用する建築物等、耐震化を図ることによって公共の防災に資する民間建築物等が補助対象のため公平性がある。		
効 果 性	5	【評価の理由】 補助することにより、耐震補強工事へと進むことで、災害時における市民の生命の安全と安心が確保されるほか、まち全体の耐震化が促進され、災害時における応急復旧・復興に要する費用の軽減や迅速な災害対応が可能となる。 【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況 (具体的に記載)】 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく国の基本方針に基づき、三重県建築物耐震改修促進計画の内容を踏まえた鈴鹿市耐震改修促進計画を策定し、耐震化の目標や目標達成のために必要な施策を定めており、目標達成状況等を検証しながら耐震化を促進していく。			
透 明 性	5	補助金交付要領に基づき必要書類等を確認しており、事業に必要な経費として、鈴鹿市補助金等交付規則に沿った適切な会計処理を行っている。			
	(減点)				
	0				

(3) 終期延長の理由 (終期を延長した初年度のみ記入)

前回終期 令和 年度

(様式1) 補助金等シート
(1) 補助内容

建築指導課-5
R 7 年度予算用

1	名 称 (予 算 事 業 名)		避難路沿道建築物耐震対策支援事業											
			予 算 事 業 名		沿道建築物耐震補強設計費補助									
			予算事業コード		02291									
2	交 付 開 始 年 度		令和	5	年度	創 設 か ら 3 年 度 目			3	終 期	令和	7	年度	
4	分 類		事業費補助						5	所 属		建築指導課		
6	根 拠 法 令		鈴鹿市補助金等交付規則、鈴鹿市補助金等交付要綱											
7	事 業 の 目 的 ・ 概 要		大規模地震から市民の生命・財産を守るため、鈴鹿市耐震改修促進計画に基づき、昭和56年5月31日以前に建築された旧耐震基準の民間建築物のうち、緊急輸送路沿いの既存耐震不適格建築物で、地震による倒壊により道路を閉塞するおそれのある一定の高さ以上の建築物に対し、耐震補強設計費を補助する。											
8	補 助 対 象 者		昭和56年5月31日以前に着工された沿道建築物のうち、耐震診断により倒壊する可能性が高いと診断された建築物の所有者											
	交 付 先 (補 助 対 象 者 と 異 な る 場 合)													
9	補 助 金 額 等	(単位:千円)	補助対象事業費 (A)	財 源 内 訳				補助率 (B/A)	補助対象事業費の繰越額 (C)	補助金に対する繰越金の割合 (C/B)				
			市 補 助 金 (B)	国 補 助 金	県 補 助 金	そ の 他								
			R4年度決算額	0	0	0	0	0	—	0	—			
			R5年度決算額	0	0	0	0	0	—	0	—			
			R6年度当初予算額	5,913	986	2,956	985	986	16.7%					
R7年度予算要求額	0	0	0	0	0	—								
10	補助対象事業費の内訳 (具体的に記載)		沿道建築物の耐震補強計画に係る費用											
	補助金等の算出根拠 (具体的に記載)		補助対象事業費に対し、国1／2、県1／6、市1／6を補助											
	増 減 理 由													

(2) 補助金等判断基準

11	総 合 評 価 点	20	12	適 否 の 評 価	継続
13	補助金等の判断基準	評 価 点	評 価 の 理 由		
	必 要 性	5	南海トラフ地震等の被害を軽減するためには、建築物の耐震化が不可欠であるが、耐震補強工事を行う前に必要となる耐震補強計画に対して補助することにより、耐震化を促進していくことが必要である。		
		(減点) 0			
	公 平 性	5	耐震診断により倒壊する可能性が高いと診断された沿道建築物が補助対象であり、耐震化を促進していくことで、まち全体の耐震化が促進され、災害時における市民の生命の安全と安心が確保されるため公平性がある。		
	効 果 性	5	【評価の理由】 補助することにより、耐震補強工事へと進むことで、災害時における市民の生命の安全と安心が確保されるほか、緊急輸送路が確保され、災害時における応急復旧・復興に要する費用の軽減や迅速な災害対応が可能となる。 【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況 (具体的に記載)】 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく国の基本方針に基づき、三重県建築物耐震改修促進計画の内容を踏まえた鈴鹿市耐震改修促進計画を策定し、耐震化の目標や目標達成のために必要な施策を定めており、目標達成状況等を検証しながら耐震化を促進していく。		
透 明 性			5	鈴鹿市避難路沿道建築物耐震補強設計事業費補助金交付要領に基づき必要書類等を確認し、事業に必要な経費として、鈴鹿市補助金等交付規則に沿った適切な会計処理を行う。	
		(減点) 0			

(3) 終期延長の理由 (終期を延長した初年度のみ記入)

前回終期 令和 年度

--

(様式1) 補助金等シート
(1) 補助内容

建築指導課-6
R 7 年度予算用

1	名 称 (予 算 事 業 名)		避難路沿道建築物耐震対策支援事業											
			予 算 事 業 名		沿道建築物耐震改修費補助									
			予算事業コード		02292									
2	交 付 開 始 年 度		令和	5	年度	創 設 か ら 3 年 度 目			3	終 期	令和	7	年度	
4	分 類		事業費補助						5	所 属	建築指導課			
6	根 拠 法 令		鈴鹿市補助金等交付規則、鈴鹿市補助金等交付要綱											
7	事 業 の 目 的 ・ 概 要		大規模地震から市民の生命・財産を守るため、鈴鹿市耐震改修促進計画に基づき、昭和56年5月31日以前に建築された旧耐震基準の民間建築物のうち、緊急輸送路沿いの既存耐震不適格建築物で、地震による倒壊により道路を閉塞するおそれのある一定の高さ以上の建築物に対し、耐震改修費を補助する。											
8	補 助 対 象 者		昭和56年5月31日以前に着工された沿道建築物のうち、耐震診断により倒壊する可能性が高いと診断された建築物の所有者											
	交 付 先 (補 助 対 象 者 と 異 な る 場 合)													
9	補 助 金 額 等	(単位:千円)	補助対象事業費 (A)	財 源 内 訳				補助率 (B/A)	補助対象事業費の繰越額 (C)	補助金に対する繰越金の割合 (C/B)				
			市 補 助 金 (B)	国 補 助 金	県 補 助 金	そ の 他								
			R4年度決算額	0	0	0	0	0	—	0	—			
			R5年度決算額	0	0	0	0	0	—	0	—			
			R6年度当初予算額	11,989	1,198	2,878	1,199	6,714	10.0%					
R7年度予算要求額	0	0	0	0	0	—								
10	補助対象事業費の内訳 (具体的に記載)		沿道建築物の耐震補強工事若しくは除却工事に係る費用											
	補助金等の算出根拠 (具体的に記載)		補助対象事業費に対し、国6／25、県1／10、市1／10を補助											
	増 減 理 由													

(2) 補助金等判断基準

11	総 合 評 価 点	20	12	適 否 の 評 価	継続
13	補助金等の判断基準	評 価 点	評 価 の 理 由		
	必 要 性	5	南海トラフ地震等の被害を軽減するためには、建築物の耐震化が不可欠であるが、費用負担が大きい耐震補強工事に対して補助することにより、耐震化を促進していくことが必要である。		
		(減点) 0			
	公 平 性	5	耐震診断により倒壊する可能性が高いと診断された沿道建築物が補助対象であり、耐震化を促進していくことで、まち全体の耐震化が促進され、災害時における市民の生命の安全と安心が確保されるため公平性がある。		
	効 果 性	5	【評価の理由】 補助することにより、耐震補強工事へと進むことで、災害時における市民の生命の安全と安心が確保されるほか、緊急輸送路が確保され、災害時における応急復旧・復興に要する費用の軽減や迅速な災害対応が可能となる。 【補助金等の交付により得られる効果・実績・目的の達成状況 (具体的に記載)】 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく国の基本方針に基づき、三重県建築物耐震改修促進計画の内容を踏まえた鈴鹿市耐震改修促進計画を策定し、耐震化の目標や目標達成のために必要な施策を定めており、目標達成状況等を検証しながら耐震化を促進していく。		
透 明 性			5	鈴鹿市避難路等沿道建築物耐震改修事業費補助金交付要領に基づき必要書類等を確認し、事業に必要な経費として、鈴鹿市補助金等交付規則に沿った適切な会計処理を行う。	
	(減点) 0				

(3) 終期延長の理由 (終期を延長した初年度のみ記入) 前回終期 令和 年度

--